

第24回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

前回の御指摘事項について

平成27年10月19日(月)

【御指摘事項①】(大石委員)

定型的な料金メニューを「標準メニュー」として公表することは、全てのガス小売事業者にとって「望ましい行為」である旨をガイドライン等において記載するとあるが、これがあるからと言って、料金メニューがきちんと消費者に提示されるとは限らないのではないか。

【御指摘事項②】(引頭委員、松村委員)

ガス小売事業者の登録を行うに当たっては、登録申請者が反社会的勢力でないかどうかを関係省庁とも連携しながらしっかりと確認してほしい。この点については、既に登録申請の受付が開始されている小売電気事業者についても同様。

【御指摘事項③】(松村委員)

単に供給者が変更される場合には、物理的な開栓作業は不要だと理解している。そうだとすれば、小売供給契約が結ばれたから物理的な開栓作業が必要になったという理屈には若干の疑問があり、むしろガスパイプが引かれて供給できる態勢になったことが本質だとすれば、物理的な開栓作業の責任主体を一般ガス導管事業者と整理することも不自然ではないのではないか。いずれにしても「決めの問題」なので、事務局提案がおかしいとは思わないが、どのように整理すべきか。

【御指摘事項④】(松村委員、草薙委員)

一般ガス導管事業者は、新規参入者たるガス小売事業者からの依頼があった場合には、正当な理由がない限り、開栓等の業務を、適切な条件で受託することなどを求めるとあるが、受託料金についてはどこまで厳しく審査するのか。また、「正当な理由がない限り」や「適切な条件で」という不確定概念が2つ入っているが、この部分をどこまでガイドラインで示すことができるかが重要。加えて、「求める」というのは、ガイドラインにおいて「望ましい行為」として位置付けるということか。

【御指摘事項⑤】(池田委員)

参考資料として添付されている「国民からの御意見」においては、いわゆる指定工事店制度に係る指摘がなされているが、この制度は小売全面自由化後、どのような取扱いとなるのか。一定の資格がある者が工事に参加できる環境になっているのか。

【御指摘事項⑥】(内藤オブザーバー)

物理的な開閉栓の責任主体をガス小売事業者とすることには賛成するが、開閉栓を行うには資格が必要なのか。

【御指摘事項⑦】(内藤オブザーバー)

開閉栓を行うための資格が必要ならば、日本ガス協会が実施する内管工事資格制度の講習について、門戸を開放していただきたい。

⇒資料4 御参照。

【御指摘事項①】(大石委員)

定型的な料金メニューを「標準メニュー」として公表することは、全てのガス小売事業者にとって「望ましい行為」である旨をガイドライン等において記載するとあるが、これがあるからと言って、料金メニューがきちんと消費者に提示されるとは限らないのではないか。

- 小売全面自由化後、消費者が各ガス小売事業者が提供する料金メニューにアクセス可能な環境を整備するため、「国のガイドライン」において、定型的な料金メニューを「標準メニュー」として公表することは、全てのガス小売事業者にとって「望ましい行為」である旨を規定する予定。
- また、御指摘を踏まえ、国は、各ガス小売事業者がその定型的な料金メニューを実際に公表しているか否かを報告徴収等によって確認することとし、仮にこうした取組がなされていないがゆえに需要家の利益を阻害していると認められる場合には、必要な指導等を行っていく。
- 加えて、改正後のガス事業法第16条においては、新たに次頁のような規定を設けたところであり、ガス小売事業者は、①当該ガス小売事業者から実際に小売供給を受けている需要家や、②当該ガス小売事業者から小売供給を受けようとする需要家から料金などの問合せがあった場合には、これに適切かつ迅速に応じることを義務付けており、これに違反した場合には、直ちに業務改善命令の対象となる。
- したがって、このような制度も適切に運用していくことにより、小売全面自由化後、需要家が各ガス小売事業者が提供する料金メニューに容易にアクセスすることができる環境を整備していく。

(注) 松村委員から御指摘があった経過措置料金規制が課されない事業者に対する事後規制の在り方については、引き続き整理。

改正後のガス事業法における規定

（苦情等の処理）

第十六条 ガス小売事業者は、当該ガス小売事業者の小売供給の業務の方法又は当該ガス小売事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該ガス小売事業者から小売供給を受けようとする者を含み、ガス事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

（業務改善命令）

第二十条 （略）

3 経済産業大臣は、ガス小売事業者が第十六条の規定に違反したときは、ガス小売事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

【御指摘事項②】(引頭委員、松村委員)

ガス小売事業者の登録を行うに当たっては、登録申請者が反社会的勢力でないかどうかを関係省庁とも連携しながらしっかりと確認してほしい。この点については、既に登録申請の受付が開始されている小売電気事業者についても同様。

- 
- 現在、小売電気事業者の登録については、電力取引監視等委員会における登録審査が開始されており、その際には、申請事業者が反社会的勢力など問題のある事業者でないかも含め審査を行っているところ。また、反社会的勢力との関係がないものかを審査することを明確化するため、審査方針の改正なども行われている。
 - ガス小売事業者の登録についても、反社会的勢力を排除するため、電力分野における審査と同様の対応を行う方針で、今後その具体化を進めていく。

小売電気事業者の登録の「基本的な審査方針」

- ① 同時同量や電源調達等の需給管理の業務等、小売事業者として行う業務の実施体制が定まっているか
- ② 説明義務・書面交付義務が適切に遵守される体制となっているか
- ③ 苦情等処理体制が適切か
- ④ 反社会的勢力との関係がないものか 等

※電力取引監視等委員会での議論を踏まえ、④を追加する改正を行っている。

【御指摘事項③】(松村委員)

単に供給者が変更される場合には、物理的な開栓作業は不要だと理解している。そうだとすれば、小売供給契約が結ばれたから物理的な開栓作業が必要になったという理屈には若干の疑問があり、むしろガス管が引かれて供給できる態勢になったことが本質だとすれば、物理的な開栓作業の責任主体を一般ガス導管事業者と整理することも不自然ではないのではないか。いずれにしても「決めの問題」なので、事務局提案がおかしいとは思わないが、どのように整理すべきか。

- 
- 物理的な開閉栓作業の責任主体については、委員やオブザーバーの御意見も踏まえ、事務局において更に整理した後、本小委員会に提示させていただきたい。
 - また、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、物理的な開閉栓作業は不要であることとしたい。

【論点1】

ガス栓の開閉栓業務の担い手をどうするか。

- 
- 27頁のとおり、ガス栓の開栓業務は2つの性格を有する業務ではあるものの、そもそもガス栓を開栓することとなったのは、需要家とガス小売事業者との間で小売供給契約の締結があったからであり、一般ガス導管事業者によって行われる託送供給はこの小売供給契約の締結に起因して行われるものである。
 - このため、物理的開栓作業について一義的な責任を有する者については、ガス小売事業者として整理してはどうか（現行の自由化部門においても、小売事業者が開栓作業を行っている。）。
 - また、開栓時には、内管漏えい検査、消費機器調査等の作業も行われることが一般的であり、この場合、一般ガス導管事業者とガス小売事業者のそれぞれが作業に出向く必要があるが、例えば、両者が別々の時間帯に需要家宅を訪問することとなった場合には、需要家の利便性を損なう可能性がある。
 - この点、現在、これらの作業は一般ガス事業者等がワンストップで行っているところ、小売全面自由化後も需要家の利便性を損なうことのない環境を整備するとともに、新規参入者のガス小売事業への参入を促す観点から、一般ガス導管事業者は、新規参入者たるガス小売事業者からの依頼があった場合には、正当な理由がない限り、開栓等の業務を、適切な条件で受託することなどを求めることとしてはどうか（ガイドライン等において担保。）。
 - また、新規参入者たるガス小売事業者から、開栓等の業務につき、現在の一般ガス事業者に対して、その行う講習を受けたいとの依頼があった場合においても、同様の整理としてはどうか。

※内管漏えい検査や緊急保安に対応するための閉開栓については、一般ガス導管事業者が責任を有することとする。

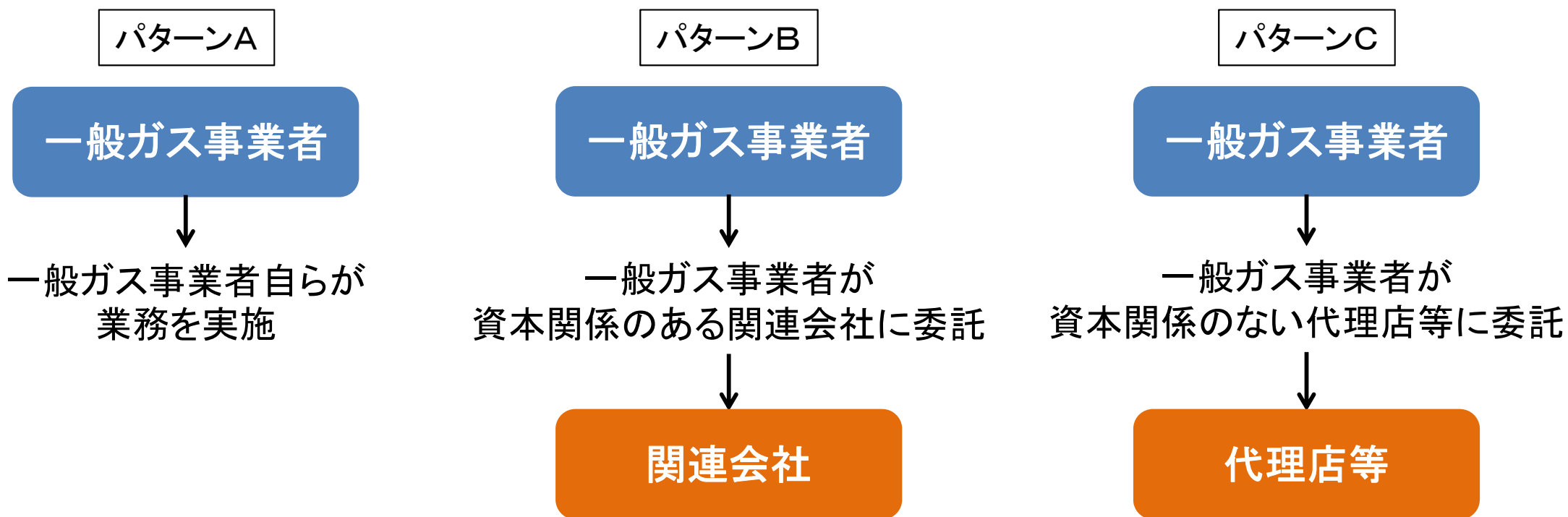
【御指摘事項④】(松村委員、草薙委員)

一般ガス導管事業者は、新規参入者たるガス小売事業者からの依頼があった場合には、正当な理由がない限り、開栓等の業務を、適切な条件で受託することなどを求めるとあるが、受託料金についてはどこまで厳しく審査するのか。また、「正当な理由がない限り」や「適切な条件で」という不確定概念が2つ入っているが、この部分をどこまでガイドラインで示すことができるかが重要。加えて、「求める」というのは、ガイドラインにおいて「望ましい行為」として位置付けるということか。

- 
- 現在、供給開始時に必要となる消費機器調査等の業務は、一般ガス事業者等がワンストップで行っているところであるが、小売全面自由化後も需要家の利便性を損なうことのない環境を整備するとともに、新規参入者のガス小売事業への参入を促す観点からは、例えば、現在の一般ガス事業者が新規参入者たるガス小売事業者の競争条件を悪化させることを目的として、①こうした業務を受託する余地があるにもかかわらずこれを受託しなかったり、②受託するに当たって不当に高い委託料を請求することにより、実質的に委託の道を閉ざしてしまうことは適當ではない。
 - このため、本論点については、事務局において更に整理した後、本小委員会に提示させていただきたい。

(注) 地理的に密集した多くの需要家を抱えるガス小売事業者のために行う消費機器調査等と、地理的に分散した数少ない需要家のみを抱えるガス小売事業者のために行う消費機器調査等とは、それぞれの単価が異なることも想定されるところ、何をもって「適切な条件」とするかなどが論点。

<参考>現在の消費機器調査等の業務イメージ



【御指摘事項⑤】(池田委員)

参考資料として添付されている「国民からの御意見」においては、いわゆる指定工事店制度に係る指摘がなされているが、この制度は小売全面自由化後、どのような取扱いとなるのか。一定の資格がある者が工事に参加できる環境になっているのか。

- 
- ガスの小売全面自由化後は、導管網などのガス工作物に関して、ガス導管事業者が保安責任を担い、当該ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を行うこととなる。
 - 現行法においては、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ずにガス工作物の施設の変更を行うことは罰則をもって禁止しているところ。

改正後のガス事業法における規定

(定義)

第二条 (略)

13 この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

(ガス工作物の維持等)

第六十一条第 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第百九十三条 ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

- この点、今般の法改正後においても、現行法と同様の仕組みとなっており、引き続き、需要家資産である内管を含め、ガス工作物を設置する際には、ガス導管事業者やその承諾を受けた者(指定工事店等)が工事を行っていくこととなる。
- また、「ガス事業者が承諾を与える工事業者の基準や範囲」については、ガス事業者の判断によるものと理解しているが、内管など需要家敷地内のガス工作物に関する工事に関しては、現在、一般社団法人 日本ガス協会にて全国一律の業界資格(内管工事士、簡易内管施工士)を設定している。
- さらに、簡易な内管工事^(注)に関しては、「簡易内管施工士」の資格を取得している場合には、需要家から資格を有する工事業者に直接依頼することができ、また、資格取得に際して、国家資格である液化石油ガス設備士取得者に対してはその取得を容易としている。

(注) ガスメーターの能力が $16 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下のマイコンメーターが既に設置されているガスメーター下流側からガス栓までの露出部分の配管・ガス栓の工事。

(一社)日本ガス協会による業界資格の概要

1. 内管工事士

需要家資産である内管の工事^(※)に関して、全国一律の工事品質・施工技量を確保するため、平成19年4月に「内管工事資格制度」を開始。資格は対象工事ごとに第1種、第2種、第3種等に別れており、当該資格を取得した「内管工事士」は、その区分に応じて工事を行うこととしている。

(※) 具体的には、①内管設備の新設・増設・変更・撤去工事、②それらの工事に伴うガスメーターの取付・取外し、③可とう管によるガス栓と燃焼機器との接続工事

2. 簡易内管施工士

簡易な内管工事に関しては、工事における需要家選択肢の拡大を目的に、平成11年4月に「簡易内管施工士資格制度」を開始。当該資格を取得した「簡易内管施工士」は、ガス事業者に登録し「簡易内管施工登録店」となることで、需要家から直接工事の申込みを受け付けることができる。

通常、資格取得には3日間の講義・実技と修了試験が必要となるところ、液化石油ガス法の液化石油ガス設備士を取得している場合には、1日間の特別講習で資格取得ができる。

【御指摘事項⑥】(内藤オブザーバー)

物理的な開閉栓の責任主体をガス小売事業者とすることには賛成するが、開閉栓を行うには資格が必要なのか。

- 
- 現行法においては、開閉栓業務に関して国家資格制度は設けていない。今般の法改正後においても、現行制度において保安上の問題が生じていないことを踏まえれば、新たに国家資格制度を創設することは想定していない。